

## 公立高等学校等離島高校生修学支援費補助金実施要綱

### (趣旨)

第1条 県は、公立の高等学校及び特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）が設置されていない離島から、本土または他の離島の公立の高等学校等へ進学する生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、予算の定めるところにより、離島振興法（昭和28年法律第72号）で指定されている離島のほか、本土と橋梁等で繋がっていない離島の中に高等学校等が設置されていない地域（以下「高校未設置離島」という。）から、本土または他の離島の高等学校等へ進学する生徒の通学に要する交通費及び居住費を負担している保護者に対し、公立高等学校等離島高校生修学支援費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号）に定めるもののほか、この実施要綱の定めるところによる。

### (申請者の資格及び補助対象経費)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる条件に該当するものとし、補助対象経費は別表第1のとおりとする。

- (1) 通学に要する経費は、県内の高校未設置離島の自宅に居住し、県内の高等学校等に通学する者。
- (2) 帰省に要する経費及び居住費は、県内の高等学校等に通学するため、生徒の自宅がある県内の高校未設置離島を離れ、本土または他の離島の民間アパートや寄宿舍等の自宅外に居住している者。

2 この補助金は、交付決定日が属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間に要する経費を対象とする。

### (補助率等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費の補助率等は、別表第1のとおりとする。

2 前項の通学に要する交通費の算出は、通学及び帰省に要する運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通学及び帰省の経路及び方法（鉄道、バス、船等）による運賃の額によるものとする。

### (他の補助との併用等)

第4条 この補助金の交付を受けられる者は、県内の市町が補助する通学に要する交通費及び居住費に係る補助金等の交付を受けることができるものとする。ただし、双方の補助金等の合計額が実費額を超える場合の補助金の算出方法については、別に定めるものとする。

- 2 この補助金のうち、通学に要する交通費の交付を受ける者は、県が実施する長崎県公立高等学校生徒通学費補助金と重複してこの補助金の交付を受けることはできない。
- 3 特別支援教育就学奨励費の「交通費」、「寄宿舎居住に伴う経費」と重複してこの補助金の交付を受けることはできない。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第22条の規定により、規則第4条の規定にかかわらず補助金交付申請書は、離島高校生修学支援費補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、県立の高等学校等の生徒の保護者にあつては、当該学校の校長に、市立高等学校の生徒の保護者にあつては、知事に申請するものとする。

(補助金の変更交付の申請)

第6条 住居の変更及び転学等の事由により補助金の額に変更を生ずる場合は、速やかに、離島高校生修学支援費補助金変更交付申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、概算払の方法により交付することができる。

(交付手続の特例)

第8条 規則第21条の規定により、規則第13条に規定する実績報告書の提出及び規則第16条第1項に規定する交付請求書の提出を省略するものとする。

附 則

この実施要綱は、平成24年10月19日に施行し、平成24年4月1日から適用することとし、本実施要綱の施行前に係る補助金の申請については、第5条の規定にかかわらず、公立高校離島高校生修学支援費補助金(仮)交付申請書(様式第3号)を用いてもよいものとし、本実施要綱施行前に既に受理されている場合は、本実施要綱施行後に交付申請されたものとみなす。

附 則

この実施要綱は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この実施要綱は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

別表第 1

	補助対象経費	補助率等
通学に要する 交通費	<p>(通学に要する経費)</p> <p>生徒の自宅から学校所在地まで、常態として(夏期間のみなど季節単位も含む。)公共交通機関を利用して通学する生徒の運賃。ただし、公共交通機関が無い場合等特別な事情がある場合はこの限りではない。</p>	<p>10分の10以内。</p> <p>ただし、通学に要する交通費、居住費あわせて月額20,000円を限度とする。</p>
	<p>(帰省に要する経費)</p> <p>民間アパートや寄宿舍等の自宅外に居住している生徒が公共交通機関を利用して帰省するための旅客運賃。ただし、公共交通機関が無い場合等特別な事情がある場合はこの限りではない。</p>	
居住費	<p>高等学校等へ進学するため、生徒の自宅がある高校未設置離島を離れ、本土または他の離島の民間アパートや寄宿舍等の自宅外に居住している生徒の下宿費、寮費、アパート代等(冬期間のみ下宿するなど、季節単位で居住費が発生する場合も含む。)</p>	

(注1) 上記の各経費を合算した1月あたりの補助額に100円未満の端数が生じた場合は、切捨てるものとする。

様

申請者（保護者）

住 所

氏 名

公立高等学校等離島高校生修学支援費補助金交付申請書

年度公立高等学校等離島高校生修学支援費補助金の交付を受けたいので申請します。

学年	組 (科)	生徒氏名	離島名	1月あたりの所要額				補助月額 (A) または 20,000円のいずれか低い額 (B)	対象 月数 (C)	申 請 額 (B) × (C)
				通学	帰省	居住	計 (A)			
				円	円	円	円	円	月	円
市町の補助金			有 ・ 無		市町の補助金額			円		

- (注) 1 有効期間が複数月の定期券を購入した場合の通学区分における1月あたりの所要額 (A) 欄は、当該定期券額をその有効月数で除し、円未満の端数を切捨てた額を記入してください。
- 2 1月あたりの所要額の計欄(A)欄に100円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。
- 3 1月あたりの所要額を確認できる、定期券、賃貸借契約書等の写し等を添付してください。
- 4 市町の補助欄には、離島が属する市町において通学費等の補助制度がある場合には有を、ない場合には無をそれぞれ○で囲んでください。
- 5 市町の補助金額欄には本事業とは別途同様の市町の補助がある場合において支給される補助金額を記入してください。なお、金額が不明な場合は不明と記入してください。

様

申請者（保護者）  
住 所  
氏 名

公立高等学校等離島高校生修学支援費補助金変更交付申請書

年度公立高等学校等離島高校生修学支援費補助金の交付を変更して受けたいので申請します。

- 1 既 交 付 決 定 額
- 2 変 更 承 認 申 請 額
- 3 変 更 額

学年	組 (科)	生徒氏名	区分	離島名	1月あたりの所要額				補助月額 (A) または20,000 円のいずれか 低い額 (B)	対象 月数 (C)	申 請 額 (B) × (C)	備考
					通学	帰省	居住	計 (A)				
市町の補助金				有 ・ 無		市町の補助金額				円		

- 4 変更年月日 年 月 日
- 5 変更理由 (住居、通学方法、運賃改定、その他) ※○で囲むこと→その他の場合の事由 ( )

- (注) 1 有効期間が複数月の定期券を購入した場合の通学区分における1月あたりの所要額欄は、当該定期券額をその有効月数で除し、円未満の端数を切捨てた額を記入してください。
- 2 1月あたりの所要額の計欄(A)欄に100円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。
- 3 1月あたりの所要額を確認できる、定期券、賃貸借契約書等の写し等を添付してください。
- 4 市町の補助金額欄には、市町からの通学に要する交通費等の補助制度がある場合には有を、ない場合には無をそれぞれ○で囲んでください。
- 5 市町の補助金額欄には市町から支給される補助金額を記入してください。なお、金額が不明な場合は不明と記入してください。

※記載例

様式第1号（第5条関係）

平成27年 4月10日

長崎県立○○高等学校長 様

申請者（保護者） ○○ △△

住所 西海市松島町123

氏名 ○○ ○○

### 公立高等学校等離島高校生修学支援費補助金交付申請書

平成27年度公立高等学校等離島高校生修学支援費補助金の交付を受けたいので申請します。

学年	組 (科)	生徒氏名	離島名	1月あたりの所要額				補助月額 (A)または 20,000円のいずれか 低い額 (B)	対象 月数 (C)	申請額 (B)×(C)
				通学	帰省	居住	計 (A)			
2	1	○○ ○○	松島	円 4,560	円	円	円 4,500	円 4,500	月 12	円 54,000
市町の補助金			有	・	無	市町の補助金額			円	

- (注) 1 有効期間が複数月の定期券を購入した場合の通学区分における1月あたりの所要額(A)欄は、当該定期券額をその有効月数で除し、円未満の端数を切捨てた額を記入してください。
- 2 1月あたりの所要額の計欄(A)欄に100円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。
- 3 1月あたりの所要額を確認できる、定期券、賃貸借契約書等の写し等を添付してください。
- 4 市町の補助欄には、離島が属する市町において通学費等の補助制度がある場合には有を、ない場合には無をそれぞれ○で囲んでください。
- 5 市町の補助金額欄には本事業とは別途同様の市町の補助がある場合において支給される補助金額を記入してください。なお、金額が不明な場合は不明と記入してください。

長崎県立○○高等学校長 様

申請者（保護者） ○○ △△

住所 西海市松島町123

氏名 ○○ ○○

公立高等学校等離島高校生修学支援費補助金変更交付申請書

平成27年度公立高等学校等離島高校生修学支援費補助金の交付を変更して受けたいので申請します。

- 1 既 交 付 決 定 額 54,000円
- 2 変 更 承 認 申 請 額 60,000円
- 3 変 更 額 6,000円

学年	組 (科)	生徒氏名	区分	離島名	1月あたりの所要額				補助月額 (A) または20,000 円のいずれか 低い額 (B)	対象 月数 (C)	申 請 額 (B) × (C)	備考
					通学	帰省	居住	計 (A)				
2	1	○○ ○○	変更前	松島	円 4,560	円	円	円 4,500	円 4,500	月 12	円 54,000	
			変更後	松島	円 4,560 5,560	円	円	円 4,500 5,500	円 4,500 5,500	月 6 6	円 27,000 33,000	
市町の補助金				有	・	無	市町の補助金額				円	

4 変更年月日 平成27年 9月 1日

5 変更理由 (住居、通学方法 運賃改定、その他) ※○で囲むこと→その他の場合の事由 ( )

- (注) 1 有効期間が複数月の定期券を購入した場合の通学区分における1月あたりの所要額欄は、当該定期券額をその有効月数で除し、円未満の端数を切捨てた額を記入してください。
- 2 1月あたりの所要額の計欄(A)欄に100円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。
- 3 1月あたりの所要額を確認できる、定期券、賃貸借契約書等の写し等を添付してください。
- 4 市町の補助金額欄には、市町からの通学に要する交通費等の補助制度がある場合には有を、ない場合には無をそれぞれ○で囲んでください。
- 5 市町の補助金額欄には市町から支給される補助金額を記入してください。なお、金額が不明な場合は不明と記入してください。